

## 平成28年度高知県出会い・結婚・子育て応援好事例企業表彰実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、高知県が実施する高知県出会い・結婚・子育て応援好事例企業表彰に関し必要な事項を定める。

### (目的)

**第2条** 県内において、「結婚支援」、「子育て支援」及び「ワーク・ライフ・バランスの推進」に積極的に取り組んでいる企業や団体（以下「企業等」という。）を表彰することにより、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の普及・拡大や企業等における結婚や子育てを応援する機運の醸成を図る。

### (表彰の対象となる取組)

**第3条** 表彰の対象は、次に掲げる3つの取組とする。

#### (1) 結婚支援

従業員を対象として出会いや結婚を支援する取組

#### (2) 子育て支援

従業員を対象として子育てを支援する取組及び社会貢献活動として従業員以外の子育て家庭を応援する取組

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

従業員を対象としてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて行う取組

### (応募等)

**第4条** 表彰にあたっては、企業等からの申込みにより表彰候補者を募集するものとする。

#### (1) 応募資格

高知県内に本社又は主たる事務所がある企業等で、次の要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体は除く。

ア 法人であること。

イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない企業等であること。

ウ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦若しくは支持又は反対することを目的としない企業等であること。

エ 暴力団、暴力団員が役員等若しくは使用人となっている団体又は暴力団体若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等のいずれかに該当する企業等でないこと。

オ 法令の規定に適合していること。

#### (2) 募集期間

平成28年8月1日から9月15日までとする。

#### (3) 募集方法等

応募しようとする企業等は、別に定める「高知県出会い・結婚・子育て応援好事例企業表彰応募用紙」に必要な書類を添付し、知事に提出するものとし、提出後、必要に応じて、高知県少子対策課の職員が補足の聞き取りを行うものとする。

### (表彰の区分)

**第5条** 表彰は、次により行うものとする。

#### (1) 優秀賞

優秀賞は、第3条に定める各号ごとに、応募のあった企業等のうちから、最も優れた取組を行っている企業等1社とする。

#### (2) 奨励賞

奨励賞は、優秀賞として表彰されなかった応募のあった企業等のうち、第2条の目的に照らして表彰することが適当と認められる企業等とする。

### (表彰者の選考・決定)

**第6条** 表彰者は、高知県少子化対策推進県民会議の部会において表彰する候補者を別に定める選考基準に基づき選考し、知事が決定する。

### (表彰の時期等)

**第7条** 表彰は11月を目途に行い、優秀賞については表彰状及び副賞を授与し、奨励賞については表彰状を授与するものとし、表彰を受ける企業等は、その名称と取組内容を県のホームページ等に掲載して公表する。

### (委任)

**第8条** この要領に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は別に定めるものとする。

**附 則** この要領は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則** この要領は、平成28年9月1日から施行する。